（禁止命令等有効期間延長処分の方法）

第十条　法第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分（以下「禁止命令等有効期間延長処分」という。）は、別記様式第八号の禁止命令等有効期間延長処分書を交付して行うものとする。

（禁止命令等有効期間延長処分に係る通知の書面）

第十一条　法第五条第十項において準用する同条第七項の規定による通知は、別記様式第九号の通知書により行うものとする。

（援助の申出の受理）

第十二条　法第七条第一項の申出の受理は、警察本部長等が別記様式第十号の援助申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第十号の援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。

（警察本部長等による援助）

第十三条　法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める援助は、次のとおりとする。

［一～六　略］

七　申出に係るストーカー行為等について警告、禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分を実施したことを明らかにする書面を交付すること。

八　［略］

［条を削る。］

［条を加える。］

（援助の申出の受理）

第十一条　法第八条第一項の申出の受理は、警察本部長等が別記様式第八号の援助申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第八号の援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。

（警察本部長等による援助）

第十二条　法第八条第一項の国家公安委員会規則で定める援助は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

七　申出に係るストーカー行為等について警告、禁止命令等又は仮の命令を実施したことを明らかにする書面を交付すること。

八　［同上］

（公安委員会の通知事項）

第十三条　法第十五条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

警告	一　警告書の番号 二　警告を受けた者の住所等（移転した場合は、移転後の住所等。以下この条において同じ。）、氏名及び生年月日 三　警告の申出をした者の氏名、住所（移転した場合は、移転後の住所。以下この条において同じ。）及び居所（移転した場合は、移転後の居所。以下この条において同じ。） 四　警告をした理由 五　その他参考となるべき事項
仮の命令	一　仮命令書の番号 二　仮の命令を受けた者の住所等、氏名及び生年月日 三　警告の申出をした者の氏名、住所及び居所 四　仮の命令の有効期間 五　仮の命令をした理由 六　その他参考となるべき事項